

町の人口 (3月1日現在) (先月1日比)

人口	7,679人	減	13人
男	3,809人	減	5人
女	3,870人	減	8人
世帯数	4,385世帯	増減	0世帯

2月中の異動
 転入・出生 19人 (うち転入16人、出生3人)
 転出・死亡 32人 (うち転出22人、死亡10人)

各地域の人口・世帯数 (3月1日現在) ※外国人含む

	世帯数	男	女	人口計
三根	2,069	1,827	1,833	3,660
大賀郷	1,448	1,244	1,273	2,517
榎立	292	254	257	511
中之郷	376	329	354	683
末吉	200	155	153	308

八丈島熱中小学校第1期修了式



昨年10月15日、申込者65名で開校した八丈島熱中小学校。3月11日に最終授業と修了式が行われました。現在第2期生を募集中。詳細は8ページをご覧ください。

目次

- 02-06 ▶ 平成29年度施政方針
- 07 ▶ 平成29年度八丈町事業費一覧表
- 08 ▶ 「八丈島熱中小学校」第2期生募集!!
- 09 ▶ 平成29年度地域振興に係る補助事業(第1回)の募集 ほか
- 10-11 ▶ 榎立自治会 対話集会/地域福祉計画策定委員の町民委員公募
- 12 ▶ 税のお知らせ
- 13 ▶ 町税の滞納処分を強化しています ほか
- 14 ▶ 環境だより/町長上京日記2月
- 15 ▶ 汚泥再生処理センター肥料の有料配布・料金改定/水道だより
- 16 ▶ 国保だより/住民係からのお知らせ
- 17 ▶ 国民年金

- 18 ▶ 犬の登録・狂犬病予防注射のお知らせ
- 19 ▶ 東京都 都営交通無料乗車券のご案内と更新のお知らせ ほか
- 20 ▶ 母子保健/子どもの定期予防接種
- 21 ▶ 島外医療機関へ通院される方への交通費一部助成(平成29年度)
- 22 ▶ 図書館からのお知らせ
- 23 ▶ 八丈町英会話教室 生徒募集!!/子ども家庭支援センターからのお知らせ
- 24 ▶ 教育委員会だより
- 25 ▶ 観光 おじゃれ11万人/エダシヤク類(森林害虫)駆除のため、農業散布を行います
- 26 ▶ 第二東京弁護士会による無料法律相談/「表示登記の日」無料相談/行政相談 ほか
- 27 ▶ 介護保険のお知らせ 介護保険料特別徴収(仮徴収)/春の交通安全運動 ほか
- 28 ▶ がじゅまる広場・とびっこクラブ/農業簿記講習会の参加募集 ほか
- 29 ▶ 町立八丈病院職員募集/町立八丈病院運営協議会議事要旨 ほか



平成29年度施政方針

八丈町長 山下 奉也

平成29年3月1日（水）

第一回八丈町議会定例会

平成 29 年第一回八丈町議会定例会の開催にあたり、私の町政に関する所信の一端と施策の概要を申し上げ、議員各位ならびに町民の皆様のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

【はじめに】

平成 23 年 9 月の八丈町長就任から、6 年が経過しようとしています。本年も、大きな決意と情熱をもち「未来へ躍進」する町づくりのため、全力を注いでいきます。

まち・ひと・しごと創生法の制定を受け、昨年「八丈町人口ビジョン、八丈町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定しました。未来への投資とも言える、重要な指針が示されたものと考えています。結婚から出産、子育てまでの切れ目のない支援や、都市部から地方へ移転しやすい環境づくりを掲げ、定住促進、雇用対策の強化と、将来を見据えた施策の実現に向けて取り組みます。

また、ザトウクジラの回遊や有人国境離島法の施行など、地域振興に大きな可能性を感じさせる事象もあり、今後の取り組み体制の強化や多彩な情報発信を促進していきます。

28 年度から東京海洋大学と協働で行なっているザトウクジラの調査では、多くの個体の来遊が確認されており、今後の調査の進展を期待しています。

さて、現在、2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会開催に向けて、さまざまな調整が進められています。このスポーツに対する機運の高まりを的確にとらえ、地域振興に繋げていきます。

また、次期開催地として、世界の人々をお迎えすることになり、来日する外国人観光客への対応も重要になってきます。「おじゃりやれ」の心で、八丈島の持つ魅力をアピールし、この島の持つ潜在的な可能性を引き出していきます。

一方、昨年の熊本地震をはじめ、この数年は、各地で毎年のように大規模災害が発生しています。災害の報に触れるたびに、自然災害の恐ろしさを深く感じます。町民の生命、身体を守ることが行政運営の基本であり、今後も実効性のある災害対策に取り組みます。また、今年は東京都との合同総合防災訓練が行なわれます。多くの防災機関と協働することにより、防災連携を強化します。

八丈町の財政事情は、厳しい状況のままですが、行財政改革を引き続き推進する一方、島の未来に必要な施策は、積極的に事業展開を図ることも必要であります。

【主要施策】

【特定有人国境離島事業】

29 年 4 月に施行される有人国境離島特措法のなかで、八丈島は、地域社会維持の上で居住環境整備が特に必要と認められる「特定有人国境離島地域」と定められています。本町では 29 年度より、東京都、航空会社とともに航空路運賃低廉化の実現を目指します。

【移住定住促進】

移住定住のガイドブックや P R 動画、求人情報サイトの充実などに取り組み、情報発信に努め、移住定住を促進します。

【地域おこし協力隊】

地域おこし協力隊を、観光業、商工業、地方創生事業分野において採用し、地域協力活動などで活躍することで、地域力の維持・強化を図ります。

【旧末吉小学校活用事業】

町民、島外者の交流や健康増進を促進し、地域の活性化を図るため、旧末吉小学校を「交流・研修施設」、「簡易宿泊施設」、「プール施設」として利用できる多目的交流施設として活用していきます。利活用策の一つである「熱中小学校」事業では、島内外の方に参加いただき、企業経営者や大学研究者による多彩な分野の授業を通じ、人材育成や島内外交流の活発化に取り組めます。

【地熱発電利用事業】

24 年度から検討を行ってきましたが、新たな地熱発電事業者の選定に至りました。今後は、町地域再生可能エネルギー基本条例に掲げる理念のもと、持続的に発展していく地域社会の実現に向け、地域に根ざした事業となるよう、事業者との連携を深め、事業実現に取り組めます。

【防災対応】

災害の発生を止めることはできませんが、事前の対策で、被害を軽減させることはできます。合同総合防災訓練を活用し、災害発生時に迅速な対応がとれるよう、関係機関との連携強化を図ります。

【納税】

町税は、地域社会に密着した視点から提供する行政サービスの重要な財源です。

引き続き、町民の皆様は納期納付の重要性をご理解いただきながら、税収の確保と納税秩序の維持に努めます。

【個人番号制度】

個人番号カードの交付受付を引続き実施するとともに、個人情報保護の観点より、本人確認の厳格化を推進することで適切な制度運用を図ります。

【国民健康保険・国民年金】

八丈町国保は、構造的に極めて厳しい状況の中、負担軽減や減免制度を実施するとともに、30 年度からの都道府県化に向けてのシステム改修に着手することにより、円滑な制度移行を図れるように取り組めます。

国民年金においては、制度の周知を図ってまいります。

【環境衛生】

36 年度の供用開始に向けて新クリーンセンター建設事業が本格的にスタートします。

八丈町に合致した廃棄物の適正な処理を図るとともに、廃棄物の発生抑制への啓発活動を引き続き実施します。

【生活排水処理】

八丈町の自然環境の保全と生活環境の向上のために、汚泥再生処理センターにおいて汚泥や給食センターなどから排出される生ごみを堆肥化し、資源のリサイクルを引き続き実施します。

また、合併処理浄化槽の適正管理や普及率向上の啓発活動を図ります。

【児童福祉】

保育ニーズに対応するため、2歳児の定員を拡大します。また、保育園に勤務する保育補助員を対象に、保育士資格の取得に対する補助制度を設け、更なる児童福祉の充実に努めます。

子ども家庭支援センターについては、子育て応援の拠点として更なる充実に努めます。

これまで、学童クラブでは、子育て支援員を養成・配置してきましたが、今後も、専門的な知識を修得した支援員を配置できるよう努め、学童クラブの質の向上を目指します。

【生活支援】

軽減税率の導入を行うまでの間、所得の低い世帯へ、暫定的・臨時的な措置として行う臨時福祉給付金支給事務を円滑に執行します。

【高齢福祉】

高齢者が地域の中で、いつまでも元気で活動できるように、シルバー人材センターの運営や老人クラブの活動を支援します。また、介護職員初任者研修養成講座を実施し介護職員の確保に努めます。

【介護保険】

4月より予防給付の一部が地域支援事業に移行し、継続的に島内の資源を活用した新しい介護予防づくりに取り組みます。また、介護サービス利用者や家族が在宅で安心した生活が送れるよう関係機関と連携し適切に対応します。

【障がい福祉】

利用者によりよいサービス提供を行うため、八丈島口べの会で障害者サービス支援等利用計画の作成を実施します。

今後も、障害者の方の意向などを勘案したサービス内容を把握し適切な対応に努めます。

【保健・健康増進事業】

島外の医療機関にかかる際の交通費の一部補助を継続することで、島外受診者の負担軽減を図ります。また、積極的ながん検診の受診アプローチと新たな健康管理に関する事業を検討し、町民の健康増進意識の高揚に努めます。

妊娠中の方や子供たちの健康と発育を守るため、健診や面談、予防接種などの相談を引き続き実施します。

【温泉事業】

町民の方の健康増進や観光資源に資する施設として、快適に利用できる施設運営に努めます。また、利便性を高めるため、洞輪沢温泉浴室の改修工事を実施します。

【土木・町営住宅事業】

国からの社会資本整備総合交付金事業においては、災害時に坂下と坂上を結ぶ避難用道路として、中道伊郷名線（通称防衛道路）を道路改良事業で、継続して施行します。

市町村土木補助事業においては、桎立中之郷線ほか6路線を道路改良事業で、継続して施行します。

そのほか、町道各路線の適切な維持補修にも努め、地域住民の利便性、安全性、観光振興、産業振興に考慮しながら、道路整備事業に取り組みます。

町営住宅については、引き続き、老朽化した中道団地の建て替えを、30 年度までの継続事業として行ないます。また、既存住宅については、計画的な改修と維持管理に努めます。

【農業関連事業】

新たな農業従事者の確保と育成を目的とした「八丈町農業担い手育成研修センター」の更なる拡充を行い、第3期研修生の受け入れをはじめとした新規就農者への支援強化を図ります。

また、生産施設などの整備充実のため、新たな事業計画を策定し、共選共販体制の強化とアシタバ・八丈フルーツレモンなどの産地化の促進、遊休農地対策に引き続き取り組みます。

【観光・商工振興】

観光振興については、八丈島の魅力を国内外に広くPRするために観光PR動画を作成し、国内・海外からの観光誘致推進に取り組みます。また、スポーツ交流による取り組みを継続し効果的な集客を図ります。

商工振興については、商工会が行う事業や伝統工芸品である「黄八丈」の事業についても、引き続き支援を行います。

【水産業振興】

水産業振興については、老朽化に伴う製氷貯氷施設の整備を実施し、漁業者の利便性の向上と活性化を図ります。

後継者対策として、漁業担い手協議会を中心に新規就業者の育成・確保に努めます。

水産加工団体の安定的な組織運営を確保するため、専門家による経営指導や島外出前授業による魚食普及活動を進めるとともに、水産加工品の販路拡大と競争力のある新商品開発にも取り組みます。

【消防】

火災対応として、引き続き耐震性貯水槽の増設整備を図り、市街地域の水利確保に努めます。また各種災害に対応するため、消防職員、消防団員の教育訓練をすすめ、各関係機関との協力体制強化を図ります。町民の意識向上を図るため、講習会や広報活動を行なうとともに、宿泊施設などにおける消防用設備の設置を推進します。

【給付型奨学金・高校生ホームステイ事業】

28 年度に創設した給付型と貸付型を選択できる奨学金制度を推進し、学校卒業後、島内での就労を条件とした給付型奨学金においては、島の未来を支える若い世代の定着化と経済面からの支援を実施します。

また、島内での活躍を期待し、東京都内の中学生に八丈高等学校の受験資格を与え、ホームステイ先の確保と経済面の支援をすることで、将来の人材育成と定住促進に取り組みます。

【学校教育の充実・学校給食】

従前より目標としてきた児童・生徒に「生きる力」を身に付けさせるために、小・中学校で行ってきた小中連携教育を、30 年度を目途に小中一貫型教育に深化させていきます。

学校給食は、衛生管理を万全に行い、安全・安心かつ栄養バランスのとれた給食の提供と食育推進の観点から地場産物を活用し、食に関する知識の向上を図ります。

【生涯学習と文化・スポーツ振興】

町民の学習活動やコミュニティ活動を支援するため、八丈町コミュニティセンター、公民館など社会教育施設の管理・整備に努めます。また、三根公民館の建て替えは、30 年 4 月

の供用開始を目指します。

八丈島文化協会をはじめとする諸団体の芸術・文化活動の支援を実施し、町民が芸術・文化に親しみ、参加できる機会の充実を図ります。

島の歴史や文化の発信拠点である歴史民俗資料館の今後の在り方について、検討を重ね、課題解決に努めます。

南原スポーツ公園施設、コミュニティセンター、体育施設の管理・整備に努め、利用者の利便性を図ります。

【水道事業】

坂上地区簡易水道と坂下地区上水道を事業統合し、八丈町上水道事業としてスタートします。

効率的、効果的に水道施設を管理運営するために、資産管理（アセットマネジメント）の導入を進め、今後の健全な水道事業を運営するための水道料金の改定を含めた資金調達の方法を検討します。

【一般旅客自動車運送事業（バス事業）】

安心して利用できる交通機関として、老朽化した路線バスの代替購入を行い、地域住民の足としての役目を果たします。

観光誘致活動を継続的にを行い、観光客による貸切バスの収益増を目指します。

【病院事業】

島しょ地域という限られた医療資源の中で、医療従事者の確保、機器の計画的な更新、診療や感染症対策など、医療環境の充実を図りながら、引き続き「町民から信頼、満足、地域に必要とされる病院」を目指します。

【おわりに】

以上、29 年度の主な施策の概要について、申し上げました。

29 年度の各会計の予算額は、一般会計 77 億 5 千万円、特別会計 28 億 6 千万円、企業会計 25 億 8 千万円、合計で、約 132 億円であり、前年度と比較しますと、予算総額で 2% の増となりました。

これらの施策を、着実に遂行することで「町民が主役の町づくり」を目指し、町民の皆様のご理解のもと全力で取り組みます。

ここに、重ねて、議員各位ならびに町民の皆様のご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。施政方針といたします。



平成29年度八丈町事業費一覧表

前年度比 4.9%増

歳 入		
区分	本年度 予算額 (単位：千円)	本年度 予 算 構成費 (%)
町税	924,438	11.9
地方譲与税	67,802	0.9
地方消費税交付金	166,936	2.1
自動車取得税交付金	23,347	0.3
地方交付税	2,100,000	27.1
分担金および負担金	3,186	0.0
使用料および手数料	232,039	3.0
国庫支出金	366,228	4.7
都支出金	2,304,772	29.7
繰入金	858,001	11.1
諸収入	99,839	1.3
町債	586,500	7.6
その他	23,758	0.3
利子割交付金	1,422	0.0
配当割交付金	5,290	0.1
株式等譲渡所得割交付金	3,576	0.0
地方特例交付金	597	0.0
交通安全対策特別交付金	4,000	0.1
財産収入	6,471	0.1
寄附金	2,401	0.0
繰越金	1	0.0
合 計	7,756,846	100.0

歳 出		
区分	本年度 予算額 (単位：千円)	本年度 予 算 構成費 (%)
人件費	1,190,230	15.4
物件費	1,403,806	18.1
維持補修費	299,222	3.9
扶助費	605,782	7.8
補助費等	746,301	9.6
普通建設事業費	2,155,827	27.8
補助事業費	353,405	4.6
単独事業費	1,802,422	23.2
公債費	745,760	9.6
繰出金	568,666	7.3
積立金	0	0.0
その他	41,252	0.5
災害復旧事業費	7	0.0
投資および出資金	0	0.0
貸付金	26,200	0.3
予備費	15,045	0.2
合 計	7,756,846	100.0

各 会 計 予 算 状 況					(単位：千円)
会 計	本年度予算額 (A)	前年度予算額 (B)	比較 (A)-(B) (C)	増減率 (C)/(B)%	
一般会計	7,756,846	7,395,190	361,656	4.9	
特別会計	2,865,667	2,863,945	1,722	0.1	
介護保険特別会計	1,048,022	1,038,017	10,005	1.0	
後期高齢者医療特別会計	192,388	205,361	▲ 12,973	▲ 6.3	
国民健康保険特別会計	1,528,716	1,519,088	9,628	0.6	
浄化槽設置管理事業特別会計	96,541	101,479	▲ 4,938	▲ 4.9	
公営企業会計	2,583,376	2,690,298	▲ 106,922	▲ 4.0	
水道事業会計	859,901	983,118	▲ 123,217	▲ 12.5	
一般旅客自動車運送事業会計	173,956	163,097	10,859	6.7	
病院事業会計	1,549,519	1,544,083	5,436	0.4	
合 計	13,205,889	12,949,433	256,456	2.0	

一般会計から特別会計への繰出の状況					(単位：千円)
会 計	本年度繰出金 (A)	前年度繰出金 (B)	比較 (A)-(B) (C)	増減率 (C)/(B)%	
国民健康保険特別会計	215,802	209,564	6,238	3.0	
介護保険特別会計	182,721	168,295	14,426	8.6	
後期高齢者医療特別会計	126,861	132,810	▲ 5,949	▲ 4.5	
浄化槽設置管理事業特別会計	42,857	47,780	▲ 4,923	▲ 10.3	

一般会計から公営企業会計への繰出の状況					(単位：千円)
会 計	本年度繰出金 (A)	前年度繰出金 (B)	比較 (A)-(B) (C)	増減率 (C)/(B)%	
水道事業会計	21,023	16,729	4,294	25.7	
一般旅客自動車運送事業会計	50,425	50,375	50	0.1	
病院事業会計	256,425	250,789	5,636	2.2	



もういちど7歳の目で世界を・・・ 「八丈島熱中小学校」第2期生募集！！

経験豊富な講師陣による、最先端の講義から体験型授業まで、ワクワクを提供する
大人のための社会塾。熱中小学校唯一の離島姉妹校として2期目を開校します！

主な活動

通常授業（10月～3月）月1回、土曜日

2時限の授業

※カリキュラムは調整中。後日ネット受講も可。

第1期実績

- ・八丈島におけるザトウクジラの生態
- ・人工知能とロボットがもたらす近未来社会 など

課外授業（通常授業の翌日曜日）

※カリキュラムは調整中

第1期実績

- ・八丈島の歴史を知ろう
- ・秋の散策～唐滝巡り～ など

八丈島熱中小学校社会科ゼミナール

「人口動態」をテーマに1年を通して学ぶ、ゼミナール形式の授業です。

※カリキュラムは調整中。少人数制につき、希望者多数の場合は調整することがあります。

全国連携

高島熱中小学校（山形県）から始まり、4月で7校体制。今後も随時開校予定です。

グループ間の連携もスタートしています。

熱中ECゼミナール（ネット授業）5月ごろ～

インターネット販売について、基礎から、商品開発、ブランディングまで1年を通じた専門授業です。

熱中パスポート

他校への授業参加ができるようになります。行ったことのない地へ旅行のきっかけに、まだ見ぬ同級生との交流に・・・

他校の生徒の修学旅行受け入れなどを検討中です。

東京分校

全国の熱中小学校の分校として、東京都墨田区にある「すみだ北斎美術館」を拠点に開校します。全国の熱中小学校が持ち込む企画や、熱中小学校生同士の交流の機会を設けていきます。

申込方法、費用、募集要綱は今月号折込の申込書にて

■問い合わせ・申し込み■

八丈町企画財政課企画情報係

〒100-1498 東京都八丈島八丈町大賀郷 2551-2

電話. 2-1120 FAX. 2-4824

MAIL : ha130@town.hachijo.tokyo.jp



八丈島熱中小学校



ホームページやFacebookページで、紹介動画や過去の授業などを掲載しています。

平成 29 年度地域振興に係る補助事業（第 1 回）の募集

東京都島しょ振興公社では、島しょ地域にお住まいの地域振興を図ることを目的に事業を実施する団体・個人に対し、その経費の一部を補助しています。

募集期間 4 月 3 日（月）～ 4 月 21 日（金）

対象事業

- ・ 地域振興に係る特産品に関する事業
- ・ 地域振興に係る観光振興に関する事業
- ・ 地域振興に係る島おこしを担う人材育成に関する事業
- ・ その他地域振興に資する事業

（1）地域振興に係る第一次産業活性化に関する事業

（2）地域振興に係る環境保全に関する事業

※（1）～（2）は平成 29 年度限定で追加されたテーマです。

補助対象団体

- ・ 5 名以上の東京都島しょ地域在住者で組織し、代表者・会則・名簿などのある団体など
- ・ 島しょ地域内に主たる事業所を有する小規模企業者・組合・財団法人・社団法人・特定非営利活動法人・その他東京都島しょ地域の活性化に資する取組を行うと認められる法人など
- ・ 島しょ地域内の個人事業者

※中小企業、創業予定者は対象外

補助金額 補助対象経費の 5 分の 4 以内で 100 万円（特に必要と認められる事業については 200 万円）を限度とする。

事業の期間 事業開始から平成 30 年 3 月 31 日まで

申込方法 所定の申請書により 4 月 21 日（金）までに企画財政課へお持ちください。
提出された書類に基づき、島しょ振興公社が審査、決定をします。

詳細は企画財政課で配布する募集案内・交付要綱をご覧ください。

■問い合わせ■ 公益財団法人 東京都島しょ振興公社 電話 03—5472—6546
企画財政課企画情報係 電話 2—1120

八丈町コミュニティセンター主催 第 5 回ボウリング大会 結果

3 月 5 日（日）に開催され、11 歳から 88 歳までの幅広い年代の方々、66 名にご参加いただきました！皆さんすてきな笑顔でとても楽しそうに、でも真剣に投げて、投げて、投げて！！レーン上のモニターには「ストライク！！」「スペア！」がたくさん表示されていました。

たくさんのご参加ありがとうございました。

今後もたくさんの方々のみなさまのご利用お待ちしております。

大会結果は以下のとおりです。

高校生・一般クラス 男子

優 勝 沖山光一

準優勝 田代善康

高校生・一般クラス 女子

優 勝 岡田恵美

準優勝 岡田すみ江

準優勝 沖山美恵子

小学生（5 年生以上）・中学生クラス

優 勝 今泉樹

準優勝 菅原葉月姫



榑立自治会 対話集会

2月11日（土）に行われた「榑立自治会」での対話集会の内容は次のとおりです。

○榑立自治会からの要望

質問1	榑立の児童公園に仮設トイレの設置 児童公園で遊ぶ子供たちの安全のため、榑立の児童公園に仮設トイレを設置していただきたい。児童公園には、消防団詰所裏の公衆トイレを利用するよう掲示されているが、100m以上離れており、都道はカーブと坂で見通し悪く、途中に横断歩道も無いので危険です。
回答1	児童公園は、トイレがないということで昨年12月中旬に、消防団詰所裏の公衆トイレを利用していただくよう案内図を掲示したところです。周知期間が短く十分浸透していないと考えています。また、安全面を配慮し、案内図に横断歩道の位置を記載するなど、工夫をします。引き続き消防団詰所裏の公衆トイレを利用するようお願いします。
質問2	保育園跡地の水たまり対策 公民館の駐車場として利用している南海保育園跡地は、水はけが悪く、雨の後は中央に大きな水たまりがいつまでも残ります。改善してほしい。
回答2	南海保育園跡地は、碎石を入れるなどの対策を実施します。
質問3	防災無線で生活情報をもっとこまめに放送してほしい 10月中旬に坂上地区の水道施設の不具合で1カ月近く節水と温泉休業が続いたが、防災無線の放送が少なく、いつまで節水を続けられればよいのか、どこかの温泉が営業しているのかわからずに何度も問い合わせた。水道や温泉休業など住民生活に直結する情報は、長引く場合せめて週に2回くらいは防災無線で周知するようにしてほしい。また、福祉や子育て関連などの申請や募集について、広報に掲載されていても、うっかり見落とすことがある。重要なことについては、試験的に1回だけでもかまわないので、防災無線でお知らせしてほしい。
回答3	昨年の節水に伴う温泉の休業については、みなさんにご迷惑をおかけしましたことを、改めてお詫び申し上げます。さて、防災無線は、町民の皆さんに必要な情報を的確にお伝えしていくように努めたいと考えています。また、毎回お願いをしていますが、防災無線の良好な受信状態を保つために、電池の定期的な交換などをお願いして回答とします。
質問4	公共施設のガラス窓の破損対策について 近年、地球温暖化の影響なのか日本近海での台風の発生や、猛烈な勢力のまま接近することが多くなっています。台風災害で怖いのは飛来物によるガラス窓の破損や飛散です。公民館をはじめ、学校や保育園など避難所に指定されている公共施設のガラス窓の台風対策はどうなっているのでしょうか。割れたガラスによるケガを防ぐため、飛散防止フィルムを貼るなど安全対策をお願いします。
回答4	八丈町としても、避難所のガラスの飛散防止への取り組みが重要と考えていますので、平成29年度には、榑立・中之郷公民館のガラスの飛散防止フィルムを貼る計画をします。それ以降も計画的に体育館などへの対策をしていく予定です。一方、昨年の熊本地震の発生状況や被害状況を受けて、国や東京都からも避難所ということでの対応方針が示されることも予想されますので、動向に注視しながら取り組みたいと考えています。

○樫立婦人会からの要望

質問5	高齢者宅の木の枝収集について
	昨年度は、クリーンセンターで焼却されるゴミを減らす取り組みとして、伐採した木の枝の収集を実施していただきありがとうございました。昨年度は、伐採した木の枝をゴミの集積場に出し、町が回収するということでしたが、2世帯のみの利用に留まりました。そこで2点要望します。 ① 昨年の方法なら、希望者宅前を木の枝の集積場所とさせてほしい。 (ゴミ集積場所に多くの枝葉が集まると通行の妨げ、近所迷惑になる) ② 自治会に町から予算を上乗せしていただき取り組んでもらう。時期や方法は自治会と相談する。
回答5	昨年の取組みは試験的に実施し、基本的には既存のゴミ集積所まで運んでいただく条件での試行でしたので、今後も集積場所を増加することは困難であることをご理解願います。 ②の要望の関係で申し上げますと、昨年はクリーンデーに実施しましたが、実績を踏まえ高齢者世帯など生活弱者のお宅から出される伐採木の処理については、町としても課題と捉え、基本ルールのもと、時期や方法について、自治会と相談したいと考えています。

地域福祉計画策定委員の町民委員公募

■問い合わせ■ 福祉健康課厚生係 電話 2-5570

八丈町における地域福祉計画（平成30年度～34年度）を策定するため、計画策定委員会のうち、町民委員について次のとおり募集します。

地域福祉計画とは・・・

地方公共団体が地域福祉を総合的かつ計画的に推進することにより、社会福祉法に示された新しい社会福祉の理念を達成するための方策です。

募集概要

応募要件 八丈町に1年以上在住する20歳以上の方

募集人数 2名以内

任 期 平成29年5月1日～平成30年3月31日

報 酬 8,000円

活動内容 八丈町地域福祉計画策定委員会に出席し、町長から任命または委嘱された委員と、計画素案作成にご協力いただきます。委員会の開催は6月～2月の間に、4回程度予定しています。

申し込み 福祉健康課厚生係（町役場1階7番窓口）にある申込書（八丈町HPより様式ダウンロードも可能）に必要事項などを記載し、郵送または直接ご提出ください。

提出先

〒100-1498 東京都八丈島八丈町大賀郷 2551-2「八丈町福祉健康課厚生係」宛

募集期間 4月21日（金）まで ※郵送は21日消印有効

選考方法 4月下旬までに、書類選考を行い、必要に応じて面接を実施します。
選考結果は、応募者全員に通知します。

税のお知らせ

■問い合わせ■ 税務課 電話 2-1122

■固定資産税（土地・家屋）の縦覧・閲覧

ご自身の固定資産と比較できるように、他の土地や家屋(土地のみをお持ちの方は土地、家屋のみをお持ちの方は家屋)の価格(評価額)をみることができます。

○縦覧できる方

縦覧できる方	必要なもの
① 平成28年1月1日時点で町内に課税されている土地や家屋を所有している方	I 免許証や保険証など本人を確認できるもの（所有者が法人の場合は、申請書に代表者印を押していただくか、お越しの方に委任状が必要です）
② ①の方が亡くなっている場合はその相続人	II ①の方の除籍謄本（コピー可）とご自身の戸籍謄本（コピー可）などで相続確認できるもの、免許証や保険証などの本人を確認できるもの
③ ①②の方から委任されている方	III ①②の方からの委任状と免許証や保険証など本人を確認できるもの ※②の方からの委任状の場合は、IIに掲げる書類も必要です

より詳しい情報が必要な方は以下の課税台帳の閲覧・証明をご申請ください。

【縦覧内容】

- 土地 所在・地番・地目・地積・価格
- 家屋 所在・家屋番号・用途・構造・床面積・価格

【注意事項】

- 縦覧帳簿には所有者氏名は記載されていませんので、必ず地番または家屋番号を指定してください
- ご自身所有以外の土地や家屋については、所有者氏名や評価の内容をお知らせすることはできません
- 混雑時などにお待ちいただくことがありますので、ご協力をお願いします

【手数料】 ●無料

○課税台帳の閲覧・証明を申請できる方（※証明書には税額は記載されません。）

申請できる方	必要なもの
① 町内に土地や家屋を所有している方	I 免許証や保険証など本人を確認できるもの（所有者が法人の場合は、申請書に代表者印を押していただくか、お越しの方に委任状が必要です）
② 町内の土地や家屋を有償で借りている方（賃貸借契約書に賃借人として記載されている方、登記簿に賃借権などの権利人として記載されている方）	II 賃貸借契約書（コピー可）または登記簿謄本（登記簿に賃借権などの権利人として記載されている方、コピー可）、免許証、保険証など本人を確認できるもの ※申請の際は、必ず地番や家屋番号を指定してください
③ ①の方が亡くなっている場合は、その相続人	III ①の方の除籍謄本（コピー可）とご自身の戸籍謄本（コピー可）などで相続確認できるもの、免許証、保険証など本人を確認できるもの
④ ②の方のうち、賃借権などの権利人として登記されていて、なおかつ権利人が亡くなっている場合は、その相続人（賃貸借契約書のみの方は該当しません）	IV ②の方の除籍謄本（コピー可）とご自身の戸籍謄本、保険証、免許証など本人を確認できるもの ※申請の際は、必ず地番や家屋番号を指定してください
⑤ ①③の方から委任されている方	V ①③の方からの委任状と免許証など本人を確認できるもの ※③の方からの委任状の場合は、IIIに掲げる書類も必要です
⑥ ②④の方から委任されている方	VI ②④の方からの委任状と免許証や保険証など本人を確認できるもの ※②の方からの委任状の場合は、IIに掲げる書類も必要です ※④の方からの委任状の場合は、IVに掲げる書類も必要です
⑦ 所有者など総務省令で定められた固定資産を処分する権限を持つ方	VII 裁判所が選任したことを示す書類や商業登記簿などの権利を示す書類が必要です
⑧ 民事訴訟費用に関する法律のうち、訴えの提起や、控訴の提起などの申し立てをする方	VIII 裁判所に提出する訴状などの関係書類が必要です

【手数料】 ●証明書：同一所有者で土地3筆または家屋3棟まで300円

●名寄帳：縦覧期間中の所有者本人による閲覧無料

■縦覧期間 4月3日（月）～5月31日（水） ※土・日・祝日を除く 午前8時30分～午後5時15分

町税の滞納処分を強化しています

■問い合わせ■

税務課徴収係 電話 2-1122

～税負担の公平性を確保するために～

納付にお困りの方は必ずご相談ください

病気や怪我、事業の休廃止などの事情により、納期限までに納付できずにお困りの方は、必ず納付相談を行ってください。役場の業務時間内に来庁できない方は、電話申込により業務時間外（午後5時15分～7時）に納付相談を行っています。

差押等の滞納処分を強化しています

町では、納期限を過ぎても納付いただけない方に対し、文書などにて納付のお願いをしていますが、それでも納付していただけない場合は、納期限内に納めていただいている方との公平性を保つため、法律に基づいた財産調査および財産の差押などの滞納処分を行っています。

4月のし尿・雑排水などの収集運搬業務の休業日のお知らせ

し尿・雑排水などの収集運搬業務の休業日は第2・4土曜日、日曜日、祝日です。

収集運搬が必要な方は申し込みください。

2日 (日)	8日 (第2土)	9日 (日)	16日 (日)
22日 (第4土)	23日 (日)	29日 (祝・土)	30日 (日)

収集運搬業務の受付時間 午前8時～正午、午後1時～4時

収集運搬業者 (株)八丈島衛生総合企画 電話 2-0855

○一般廃棄物処理手数料（し尿・浄化槽汚泥）の減免のお知らせ

下記の要件に該当方は、減免の申請をし、承認されると手数料がかかりません。

◎免除要件 ①天災の罹災者 ②生活保護世帯 ③70歳以上の高齢者のみの世帯で生活困窮者

◎申請場所 住民課浄化槽係または各出張所

○浄化槽清掃作業経費の住民負担軽減措置

浄化槽の清掃作業に要する経費の一部を1年度につき1回負担します。

◎対象条件（町が設置した、あるいは、町へ寄付されたものでない浄化槽が対象です。）

①環境大臣が指定する構造に適合する浄化槽であること

②事業所以外の住宅（主に住宅として使用されているもの）および小規模店舗が併設されている住宅に設置されているもの

③浄化槽法に基づき保守点検（法第10条）、清掃（法第10条）、法定検査（法第7または11条）を実施しているもの

※申請者に保育料、水道料、病院医療費などの滞納がある場合、軽減措置の対象になりません。

○手数料、使用料等の納め忘れはありませんか？

し尿・浄化槽汚泥の汲取り手数料や、町設置の合併処理浄化槽の使用料などは納期限内に納めてください。

納入通知書を紛失されても町会計課および各出張所でお支払いできます。

■問い合わせ■ 住民課浄化槽係 電話 2-1123

環境だより

■問い合わせ■ 住民課環境係 電話 2-1123

●アズマヒキガエル

環境係では発生地域および生態調査を実施しています。島内でアズマヒキガエルを見かけた時は、環境係までご連絡ください。アズマヒキガエルは、他のカエルと比べて動きが俊敏ではありませんが、刺激を与えると目の後ろの耳腺という器官から毒を出しますので、十分に注意してください。

●正しいごみの分別をお願いします！

集積所に残されたシールの貼られたごみ袋は、正しい分別がされていないため収集できないと判断されたものです。

布団や毛布、ロープやひもなど、広がるものや長いものは集積所に出す場合は、50cm以内に切ってください。焼却炉が閉じず、火災の原因になるため収集できません。

燃えるごみに空き缶や空きびん、ライターなどが分別されずに混入している袋も収集できません。

出した方は、責任をもって正しい分別をし、出しなおしてください。

資源ごみの空き缶については、飲料用缶のみとなっておりますので、**缶詰などの缶は金属ごみで**出してください。なお、びんや缶を出すときは、中身を空にして水洗いをしてから出してください。

●粗大ごみの個別回収（有料）

集積所に出せない粗大ごみは、有明興業（株）八丈島営業所に持ち込んでください。

布団などの寝具類は粗大ごみです。集積所には出さないでください。

持込みができない場合は、家電4品目（テレビ・エアコン・冷蔵庫・洗濯機）以外の粗大ごみの個別回収を有料（1個 1,000円 1個追加ごとに500円）で行います。

申し込み先 （株）八丈島衛生総合企画 電話 2-0855（月～金）

町長上京日記 2月

12日～18日

- ◎ ANA1892便にて上京
- ◎ 都知事と市町村長との意見交換会
- ◎ 東京電力パワーグリッド(株)訪問
- ◎ 東京都土地改良事業団体連合会第2回理事会および通常総会
- ◎ 東京都町村会役員会
- ◎ 第8回東京都町村長会議
- ◎ 自治功労者表彰式
- ◎ 東京都町村会自治研修会および行政懇談会
- ◎ 自民党二階幹事長訪問
- ◎ 平成28年度第5回正副会長会議
- ◎ 平成28年度全国離島振興協議会第4回理事会

12日～18日続き

- ◎ 講演会、意見交換会および離島振興懇談会
- ◎ 平成28年度東京都島しょ振興公社第3回理事会
- ◎ 平成28年度第3回伊豆諸島・小笠原諸島地域力創造対策協議会
- ◎ 第5回島じまん実行委員会
- ◎ 平成29年島嶼町村長会議
- ◎ 平成29年東京都島嶼町村会・島嶼町村議会議長会第1回合同会議
- ◎ 島嶼一部事務組合定例会
- ◎ 東京都島嶼町村会・島嶼町村議会議長会合同意見交換会
- ◎ ANA1891便にて帰島

汚泥再生処理センター肥料の有料配布・料金改定

今年度も汚泥再生処理センター肥料の有料配布を行います。肥料の料金を改定しましたのでご注意ください。配布方法は次のとおりです。なお、受付期間中でも年間生産量見込を超えた時点で受付を中止しますのでご了承ください。

受付期間：平成29年4月17日（月）～21日（金）

申込上限：1世帯35袋まで

受付場所：町住民課浄化槽係および各出張所（三根出張所を除く）

申し込み時に肥料袋詰手数料（肥料代）をお支払いください。

1袋200円（10kg） 今回より金額を改訂しています。

配布場所：汚泥再生処理センター

※肥料受取り時に、肥料袋詰手数料の領収書の提示が必要です。車両の最大積載量を超過する場合は複数回に分けてお渡しすることになりますのでご注意ください。

配布日時：5月6日（土）から11月4日（土）までの第1、第3、第5水・土曜日

午前10時から正午、午後1時から3時の間

※当初在庫が無くなった後の受け渡しについては、生産量に応じてお渡しすることになりますので配布日時が大幅に遅れる場合があります。ご了承ください。

肥料内容：窒素全量2.70%、りん酸全量2.65%、加里全量0.5%未満、その他水分等有機物

水道だより

■問い合わせ■ 企業課水道係 電話2-1128
FAX2-7231

◆水道の届出を忘れずに

新生活のスタートする季節は、引越しが多くなります。3月下旬から4月上旬の時期は、水道の開栓・閉栓のお手続きで窓口が大変混み合います。引越しの日が決まりましたら、早めの手続きをお願いします。

【水道の手続き】引越しされる際には、事前に水道使用の開始・中止の手続きが必要になります。

印鑑をご持参のうえ、お越しく下さい。手続きをせずに引越しをされた場合、引越しの後もお客さま使用分として水道料金の請求が発生しますので、必ず届出をお願いします。（さかのぼっての中止はできません。）

◆アパートなどを管理されている方へ

水道の使用開始、中止の際には届出が必要です。アパートなどの賃貸借の場合、入退去が確定後、手続きをお願いします。特に退去の場合は、清算分の水道料金が発生しますので、届出がなくお引越先もわからない場合は手続きできません。新しく入居者が決まっても水道をご利用いただけない場合がありますので、ご注意ください。

※届出の際には、「水道使用料のお知らせ」に記載の「お客様番号」をお知らせください。

各種届出	届出時期	届出先
水道の使用を開始するとき	3 日前	八丈町企業課水道係 各出張所
引っ越しするとき		
水道を一時的に使わないとき		
使用者の名義が変わるとき		
給水装置の所有者の名義が変わるとき	すみやかに	八丈町指定給水装置工事事業者 ※検針票の裏面をご覧ください
給水装置の新設・改造・移設に関すること	随時	
給水装置の撤去に関すること		

※水道料金のお支払いは納付期限内にお願いします。便利な口座振替をご利用ください。

国保だより

■問い合わせ■ 住民課医療年金係 電話2-1123

就学のために転出される方へ ～学生の被保険者証の特例制度について～

就学のため転出される方に、今までの被保険者証がそのまま使用できる学生特例制度があります。該当される方は転出の手続きをする際、国保窓口申し出て下さい。

既に学生特例制度を受けている方で、昨年度に引き続き学生の方は、平成29年度分の在学証明書、または学生証のコピーを4月末日までに提出して下さい。

また、卒業などで該当しなくなった方は、非該当の届け出が必要となりますので町役場国保窓口または各出張所で手続きをしてください。

◆「相互扶助」で成り立つ国保制度です。皆様のご理解、ご協力をお願いします。

◆国保税は国保制度の重要な財源です。被保険者の皆さん、納め忘れのないようご注意ください。

◆国保税の納付には、便利な口座振替をご利用ください。

◆病気や事故などにより保険税の納付が困難な方には、申請による減免制度がありますのでご相談ください。

※その他、国民健康保険証や制度についてわからないこと、疑問に思うことなど、いつでもご相談ください。

糖尿病教室のお知らせ

町立八丈病院では毎月1回、糖尿病教室を開催しています。どなたでもご参加できます。

日 時：4月21日（金）午前8時30分ごろ～30分程度（飛行機欠航の場合中止）

場 所：町立八丈病院外来待合室

住民係からのお知らせ

■問い合わせ■ 住民課住民係 電話2-1123

戸籍証明書（戸籍謄本等）の申請

戸籍の証明は、本籍地の区市町村で取り扱います。八丈町に請求できるのは、八丈町に本籍のある方になります。

・本人確認の実施

戸籍全部事項証明書（謄本）・戸籍個人事項証明書（抄本）などの請求に際して、窓口にお越しの方の本人確認を実施しています。窓口にお越しの際は、運転免許証、パスポート、マイナンバーカード（個人番号カード）等のご本人を確認できるものをお持ちください。

・委任状について

代理の方が請求する場合は、請求者本人の委任状が必要になります。全文パソコンなどで作成のものは受理できませんのでご注意ください。また、窓口で請求書に記入する箇所がありますので、請求する戸籍等の本籍・筆頭者・生年月日・請求事由など必要事項を代理の方に正確に伝えてください。

相続などの場合、「〇〇が死亡したことによる手続きのため、△△に提出、□□から□□までの一連の戸籍が各×通」と記入が必要となるほか、被相続人と請求者本人との関係も確認します。関係が確認できない場合、交付できないことがあります。お手元に関係する戸籍がありましたら、コピーで結構ですのでお持ちください。代理の方と請求者本人との関係や必要な証明書の種類、使いみちによっては委任状が不要となる場合もあります。

転居・転入される方へ

転居や転入など、住所が変わるときにはマイナンバーカード（個人番号カード）や個人番号通知カードの住所欄も変更する必要があります。手続きの際にお持ちください。

国民年金

■住民課医療年金係 電話 2-1123
 ■港年金事務所 電話 03-5401-3211
 ■日本年金機構ホームページ <http://www.nenkin.go.jp/>

【平成29年度の国民年金保険料額は16,490円です。一前納制度について】

国民年金保険料の納付は前納制度をご利用いただくとお得です。

	1カ月		6カ月		1年度分		2年度分	
	保険料額	割引額	保険料額	割引額	保険料額	割引額	保険料額	割引額
毎月納付 (納付書による現金納付、翌月末振替の口座振替)	16,490円	—	98,940円	—	197,880円	—	393,960円	—
【早割】 (当月末振替の口座振替)	16,440円	50円	98,640円	300円	197,280円	600円	392,760円	1,200円
6カ月前納(現金納付)	—	—	98,140円	800円	196,280円	1,600円	—	—
6カ月前納(口座振替)	—	—	97,820円	1,120円	195,640円	2,240円	—	—
1年前納(現金納付)	—	—	—	—	194,370円	3,510円	—	—
1年前納(口座振替)	—	—	—	—	193,730円	4,150円	—	—
2年前納(現金納付)	—	—	—	—	—	—	379,560円	14,400円
2年前納(口座振替)	—	—	—	—	—	—	378,320円	15,640円

※平成30年国民年金保険料額16,340円

【29年度の年金額改定について】

平成28年平均の全国消費者物価指数が公表され、対前年比0.1%の下落となりました。

これを踏まえ、平成29年度の年金額は、法律の規定により、平成28年度から0.1%の引下げとなります。
 なお、平成29年度の年金額による支払いは、通常4月分の年金が支払われる6月からです。

国民年金(老齢基礎年金(満額):1人分)	
平成28年度(月額)	平成29年度(月額)
65,008円	64,941円

※年金額は、6月に送付される年金額改定通知書でご確認ください。

▶▶各種問い合わせ

●一般的な年金相談に関する問い合わせ

0570-05-1165(ナビダイヤル) PHS、IP電話、海外からは03-6700-1165(一般電話)

受付時間 月曜日:午前8時30分～午後7時

火～金曜日:午前8時30分～午後5時15分

第2土曜日:午前9時30分～午後4時

※月曜日が祝日の場合は、翌日以降の開所日初日に午後7時まで受付。

●ねんきん定期便・ねんきんネット・ねんきん特別便に関する問い合わせ

0570-058-555(ナビダイヤル) PHS、IP電話、海外からは03-6700-1144(一般電話)

受付時間 月～金曜日:午前9時～午後7時 第2土曜日:午前9時～午後5時

●一般的な国民年金の加入に関する問い合わせ

0570-003-004(ナビダイヤル) PHS、IP電話、海外からは03-6630-2525(一般電話)

受付時間 月～金曜日:午前8時30分～午後7時

第2土曜日:午前9時～午後5時

犬の登録・狂犬病予防注射のお知らせ

■問い合わせ■ 福祉健康課保健係 電話2-5570

狂犬病予防法により、犬を飼育する際には、市町村への登録と年1回の予防注射が義務付けられています。飼い犬の登録・狂犬病予防注射を次の日程で行いますので、お近くの会場で忘れずにお済ませください。

●日程

実施日	会 場	時 間
4月13日(木)	小宮山久男商店駐車場	午前9時～10時
	漁協テングサ倉庫前(護神)	午前10時10分～10時30分
	パパズ・イン駐車場(底土)	午前10時40分～11時
	漁協神湊倉庫跡(仲屋商店前)	午前11時10分～11時30分
	旧 西見バス停前	午後1時30分～2時
	東海汽船 八重根待合所前	午後2時15分～2時40分
4月14日(金)	大賀郷公民館駐車場	午前9時～9時30分
	大里バス停前	午前9時40分～10時
	樫立公民館車庫	午前10時15分～10時40分
	中之郷公民館前	午前10時50分～11時10分
	末吉公民館前	午前11時20分～11時40分
	八丈町保健福祉センター駐車場	午後2時～3時

●料金

◎予防注射料金	3,650円
<内訳> ・予防注射料	3,100円
・注射済票交付手数料	550円
◎登録手数料(新規登録する犬のみ)	3,000円

円滑に受付を行えるよう、できるだけお釣りの無いようにご用意ください。

●予診票について

案内通知とともに予診票を同封しますので必要事項をご記入のうえ、接種当日にお持ちください。

●「鑑札(カンサツ)」と「注射済票(チュウシャスミヒョウ)」

飼い犬の登録を行ったときには「鑑札」を、注射を済ませたときには「注射済票」を交付しています。「鑑札」は登録時の一生に一回、「注射済票」は毎年の注射の度に交付しますので、両方とも必ず飼い犬につけてください。万が一、迷子になったときの迷子札の役割を果たします。なお、紛失した場合には再交付ができますが手数料がかかります。

●留意事項

- ・登録および注射を受ける犬は、生後91日以上犬です。
- ・注射を受けさせる日には犬を清潔にし、会場へは犬をおさえられる方が連れてきてください。
- ・実施日に来られない方は、後日、八丈動物病院にて接種を行ってください。
- ・新たに飼いはじめた犬、島外から転入してきた犬は、町への登録および登録の変更届が必要です。福祉健康課保健係まで問い合わせください。
- ・飼い犬の登録や狂犬病予防注射を行わない、飼い犬に「鑑札」「注射済票」をつけていない場合、狂犬病予防法により20万円以下の罰金を科されることがあります。

東京都 都営交通無料乗車券のご案内と更新のお知らせ

東京都内に居住し、次の要件に該当する方に東京都都営交通無料乗車券を発行しています。

■発行対象者

【A券（通用期間3年）の対象者】

- ①身体障害者 … 身体障害者手帳の交付を受けている方
- ②知的障害者 … 療育手帳（愛の手帳）の交付を受けている方
- ③戦傷病者 …… 戦傷病者手帳の交付を受けている方で特別項症～第6項症および第1款症～第5款症に該当する方
- ④原爆被爆者 … 被爆者健康手帳の交付を受けている方で厚生労働大臣の認定を受けた方、および健康管理手当の支給を受けている方

【B券（通用期間1年）の対象者】

- ⑤生活保護受給世帯員 …… 生活保護を受けている世帯の世帯主またはその世帯員1人（保護期間が3カ月以上ある方）
- ⑥中国残留邦人等 …… 中国残留邦人支援給付を受けている方またはその配偶者
- ⑦児童扶養手当受給世帯員 … 児童扶養手当の支給を受けている方またはその方と同一生計の方1人
- ⑧被救護者 …… 児童福祉法に規定する児童養護施設または児童自立支援施設に入所している方

※ただし①～④の対象者のうち東京都シルバーパスをお持ちの方には発行されません。

※精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方は別の無料乗車券（期限2年）がありますので同じく福祉健康課まで問い合わせください。

■手続きについて

無料乗車券の更新は、**通用期限が切れる月の1日**から可能です。新規の方は随時受け付けます。

○申請に必要なもの

- ①申請書（福祉健康課（町役場1階9番窓口）にあります）
- ②各種手帳、証明書、決定通知等
- ③通用期限がくる無料乗車券

※紛失などによる再発行も1度に限り行います。

利用できる交通機関…都電・都バス・都営地下鉄・東京都日暮里・舎人ライナー

※町営バスは利用できません。

■申請・問い合わせ ■ 【A券】福祉健康課 障がい福祉係 電話 2-5570
【B券】福祉健康課 厚生係 電話 2-5570

檜立・中之郷地域 敬老会 開催！！

■問い合わせ ■ 福祉健康課高齢福祉係 電話 2-5570

高齢者の方々への感謝と長寿をお祝いする敬老会を檜立・中之郷地域で開催します。

檜立地域

日 時 4月16日（日）
午前11時～午後1時30分

場 所 檜立公民館

中之郷地域

日 時 4月16日（日）
午前11時～午後1時30分

場 所 中之郷公民館

※対象者は70歳以上の方（昭和23年4月1日以前に生まれた方）です。

母子保健

■問い合わせ・申し込み■ 福祉健康課保健係 電話2-5570

※健診の対象者には個別通知します

今月の健康診査

会場：保健福祉センター

3-4か月乳児・産婦健康診査 4月11日（火） 受付：午後1時15分～1時45分

○対象 平成28年11月15日～平成29年1月11日生まれの乳児とその産婦

3歳児健康診査 4月18日（火） 受付：午後1時15分～1時45分

○対象 平成26年2月22日～平成26年4月18日生まれの幼児

4歳児歯科健康診査 4月12日（水） 受付：午前9時15分～10時

○対象 平成25年1月12日～平成25年4月12日生まれの幼児



こども心理相談（要電話予約）

会場：保健福祉センター

4月18日（火） 午前9時～午後4時 ○対象 1歳6か月以上の未就学児

言葉が遅い・落ち着きがない・身体の動きがぎこちない・癖が気になるなど心配なことがありましたら、専門の心理相談員が相談に応じます。

すくすく相談（要電話予約）

会場：保健福祉センター

4月17日（月） 午前9時～11時

日ごろの子育ての中からでてくる疑問や心配事などに保健師・管理栄養士・歯科衛生士が応じます。母子健康手帳を持参してください。

両親学級（要電話予約）

日時：下記4回コースで行います。 会場：保健福祉センター

新しい命を迎える準備をしましょう。お母さんの体調が良い時にお越しください。お父さんも歓迎します。

1回目 4月 7日（金）午後1時30分～3時30分 妊娠中の生活の工夫、お母さんと赤ちゃんの栄養

2回目 4月13日（木）午後1時30分～3時30分 歯の健康（歯科健診・口腔内の健康の話）、マタニティ体操、沐浴

3回目 4月20日（木）午後1時30分～3時30分 お産を迎える準備（お産の進み方、呼吸法）

4回目 4月27日（木）午後1時30分～3時30分 赤ちゃんの健診・病気、産後の話

もぐもぐ離乳食（要電話予約）

会場：保健福祉センター

4月25日（火） 午後10時～11時30分

生後7カ月から11カ月の保護者を対象として、お子さんの月齢や発達に合った離乳食の進め方についての教室を開催しています。安心して離乳食を進めることができるように実際に試食をしながら、離乳食についての不安を一緒に解決しましょう。

○持ち物：三角巾、エプロン、母子手帳、おんぶ紐（必要な方）

4月 子どもの定期予防接種

■予約・問い合わせ■ 福祉健康課保健係 電話2-5570

B型肝炎集団予防接種

13日（木） 午後2時30分～3時

四種混合集団接種

13日（木） 午後3時～3時30分

B・C・G集団接種

20日（木） 午後3時～3時30分

麻疹風疹第1期集団接種

20日（木） 午後3時30分～4時

ヒブ集団接種&小児用肺炎球菌集団接種

27日（木） 午後3時～3時30分

予約制個別接種

13日（木） 午後3時30分～4時

27日（木） 午後3時30分～4時



予約制個別接種は、お子さんの体調不良などで機会を逃した方や、時間の都合がつかない方のための制度です。希望される方は、実施日の1週間前までにご連絡ください。

会場：町立八丈病院小児科

島外医療機関へ通院される方への交通費一部助成（平成 29 年度）

島内の医療機関では、治療できないなどの理由で島外の医療機関を受診される下記の方に対し、引き続き交通費の一部を助成しています。平成 26 年度より難病患者における支給回数を最大 2 回までに改正しており、28 年度より**中学生以下までの付添者分**を合わせて助成するようになりました。

○助成対象者

- ①島内での治療が困難であり、島外の医療機関へ通院する必要があると島内の医師が認めた方
- ②国・東京都が認める難病医療費受給者（マル都医療券を所持している者）、または小児慢性疾患医療費助成を受けている方で、その疾病のために通院する方
- ③身体・知的・精神障害者手帳の認定を受けている方で、その障害のために通院する方
- ④①～③に該当する中学生以下に対する付添者（1 名分に限り、ただし小中学生の付き添いに関しては、付き添った方の航空券控えなど同行したことを確認できる書類を申請の際にご用意ください。）

○助成額

年度内に 14,900 円を 1 回（助成対象者②に該当される場合には年度内最大 2 回）、証明書を発行してもらった方は証明書代を合わせて支給します。

※島外病院に通院したことを証明する領収書などの日付にて「年度」の扱いを判断しているため、原則として**平成 28 年度分（28 年 4 月～ 29 年 3 月分）の申請をされる方につきましては 4 月 21 日（金）までの受け付けとなります。**

○申請の流れ

1. 島内医療機関にて証明書を発行してもらう。
助成対象者②、③にて申請される方は証明書は不要です。
助成対象者①にて申請を予定している場合には、必ず上京前に証明書を発行してもらってください。
事後での証明書発行はできません。
2. 島外の医療機関へ通院および入院し領収書などをもらう。
3. 帰島後、以下を準備の上、福祉健康課にて申請してください。
 - ◆助成対象者①の方は「証明書」
助成対象者②の方は「医療券」
助成対象者③の方は障がいに関する「手帳」
 - ◆領収書など
（証明書の領収書、島外医療機関の領収書など）
 - ◆助成金の振り込み先
（通院者本人名義、未成年者においては保護者の名義）
 - ◆印鑑

<「証明書」>

島記様式第 27 号（第 4 次改定）

証 明 書	
（八丈町島外医療機関通院交通費補助金）	
氏 名	_____
性 別	男 ・ 女
生年月日	_____
住 所	_____
診 断 名	_____
上記の者について、_____	
において、受診する必要があることを証明する。	
年 月 日	
東京都八丈島八丈町	
（医療機関名）	
医 師	

※ 本書は「紹介状」ではありません。島外医療機関に提出しない様、ご注意ください。また、本書にかかる「文書料」が入った領収書は必ず保管しておいてください。

■問い合わせ■ 福祉健康課保健係 電話 2-5570

図書館からのお知らせ

●図書館を利用するには

図書館で本やDVDなどを借りる時は、「図書貸出カード」が必要です。図書館カウンターで「図書貸出カード交付申込書」に必要事項を記入することで、すぐに発行できます。なお、申込手続きの際はご本人の確認ができるもの（免許証や保険証など）が必要です。（小さなお子さんの場合も確認しています）

●図書貸出カードの更新手続き

すでに図書貸出カードを作られた方も、3年ごとに更新の手続きが必要です。住所や電話番号など変更がないか確認しています。更新時期を迎えた方には貸出の時などに声をおかけします。変更があった場合は図書館カウンターで変更届を記入し、確認ができるものと一緒にお出してください。図書貸出カードはそのままお使いいただけます。

●坂上各出張所でも返せます。

樫立・中之郷・末吉出張所で本、雑誌、DVDなどが返せます。各出張所の業務時間中、所内の返却箱に入れてください。出張所で返された本・DVDなどは、**返却手続きが完了するまでに数日かかることがあります**ので、お気をつけください。

返せるもの：八丈町立図書館の本・雑誌・紙芝居・DVD

このバーコードが貼ってあるもの

ほかの図書館から借りた本は、今までどおり
図書館のカウンターに直接お返しく下さい。



●4月23日は「子ども読書の日」

4月23日の「子ども読書の日」を記念し、手作りおもちゃの本を展示します。貸出もできます。

期間：4月23日（日）～5月31日（水） カウンター前展示コーナー

今年の文庫まつりでは、手作りおもちゃサークル「おた福まめ」によるおもちゃ作りを行います。詳細は次号でお知らせします。お楽しみに！

●今月のおはなし会 8日（土）午前10時～11時 こどものほんのへや

読み聞かせ：CS文庫（大賀郷）・しただみ文庫（末吉）（都合により変更する場合があります）

絵本の読み聞かせや工作遊びを行います。みんなでおじゃりやれ♪

●今月の新着図書から。

『今ひとたびの、和泉式部』 諸田 玲子 著 『身近に潜む危ない科学反応』 齋藤 勝裕 著

『水の森の秘密』 岡田 淳 作 『おしゃかさま』 たかす かずみ 絵

まだまだたくさんあります！ ぜひ図書館のホームページをご覧ください！

●休館日 毎週月曜日・28日（金・館内整理日）・29日（土・昭和の日）

●開館時間 午前9時30分～午後5時

*** 返却期限を過ぎてはいませんか？ お手元の本、雑誌、DVDなどの返却日をご確認ください！ ***

■申し込み・問い合わせ■ 教育課生涯学習係 電話2-0797

八丈町英会話教室 生徒募集!!

～楽しく英語を覚えよう!～

●**受講資格** 小学生以上（八丈町在住の方）

●**クラス**

時間・曜日により、クラスのレベルが異なります。

詳しくは問い合わせください。



①小学生クラス	②一般クラス	③ベビーママクラス
小学生専用	大人向けのクラス (中・高校生含む)	小さなお子さんをお持ちの大人専用のクラスです。 幼児を同伴して受講できます。

●**場 所** 保健福祉センター、大賀郷公民館、中之郷公民館

●**申込方法**

①教育課窓口、各出張所にある「申込書」に記入のうえ、提出してください。

②メールアドレスをお持ちでない方は、返信用封筒が別途必要です。

(あて名を記入し、82円切手を貼付してください。)

③申込締切後に、授業編成を行い、みなさんに通知します。

●**応募締切** 4月19日（水）

教育課窓口、各出張所で「申込要領」を配布しますので、時間割や実施日などの詳しい情報はこちらをご確認ください。

■問い合わせ■ 教育課生涯学習係 電話 2-7071

子ども家庭支援センターからのお知らせ

開館日 平 日 午前8時45分～午後5時 **第2土曜日** 午前9時～正午(交流ひろばのみ)

第2土曜日以外の土、日、祝日はお休みです。

第2土曜日（8日も）交流広場で遊べます♪

4月の交流ひろばの催し 毎週水曜日 午前10時30分～11時

親子で楽しめる催しを企画しています。ぜひお越しください!

5日（水）はじめて！みんなで手遊び・歌遊び♪

12日（水）おはなしパネルシアター

19日（水）親子でふれあいあそび

26日（水）こいのぼり作り

初めてご利用になる皆さんへ

利用登録が必要となります。来所の際、窓口にてお声かけください。お待ちしております!

就学前のお子さんの身体測定

職員が対応可能な時間に随時測定します。電話や来所時にご予約ください。また、測定値を母子健康手帳へ記載しますので、忘れずにお持ちください。

■問い合わせ■ 子ども家庭支援センター 電話2-4300

教育委員会だより

■問い合わせ■ 教育課庶務係 電話2-7071

今月の学校行事

- 各小・中学校 始業式 6日(木)
- 各小学校 入学式 6日(木)
- 各中学校 入学式 7日(金)
- 各中学校 修学旅行
 - 富士中学校 20日(木)～24日(月)
 - 大賀郷中学校 22日(土)～26日(水)
 - 三原中学校 23日(日)～27日(木)
- 大賀郷中学校 職場体験 25日(火)～27日(木)



つまずきの石を取り除く 八丈町の「相談学級」

寄せては返す波や海面に踊る光にも春の訪れが感じられるようになりました。遠い昔から繰り返されてきた季節の巡りに合わせて、私たちもこの時を新鮮な気持ちで迎えます。小・中学校、高等学校に入学するお子様のいらっしゃるご家庭では、成長の節目として、格別の感慨をもってこの時を迎えられたことでしょうか。真新しいランドセルや制服姿に、これから始まる学校生活への大きな期待があふれています。

一方、生活環境の変化が大きなストレスとなって行動に変化をもたらすことも考えておかなければなりません。朝の目覚めから夜の眠りにつくまで、学校という集団の中で成果を上げるための行動が求められるので、たとえば理解のむずかしいことがらに出会ったり、いやなことを言われたり、考えごとをしていて大事なことを聞きもらしてしまったりして、集団のペースから遅れてしまうと、「取り残され感」が強くなります。そうしたことが重なると、身体に変調が現れたり、ストレスから逃れるためにゲームに没頭したり、それが高じると昼夜逆

転、家族とのトラブルなど深刻な事態に発展します。

子どもの変化は、周りの大人へのSOS信号です。子どもの小さな変化を見逃さないこと、子どもを問い詰めて追い込まないこと、深刻な事態になる前に、保護者の気づきや心配を学校の担任やスクールカウンセラー、教育相談機関に話してみましょう。

学習を進めるうえで困難をかかえている場合には、本人・保護者・学校が話し合って、本人が納得できるやり方で「つまずきの石」を取り除く工夫をします。人間関係が苦手な場合には、相手の気持ちを理解し自分の気持ちをコントロールする方法を学びます。こうした学習は、一斉授業より個別や小集団での学習が一層効果的です。八丈町では「相談学級」と呼ばれ、一定の成果を上げています。子どもの個性を的確に把握するため、発達検査を勧めることもあります。ここでも保護者の理解が子どもの支えになっています。

(教育相談室 伊藤 宏)

- 八丈町教育相談室 電話2-0591 毎週火・金曜日 午前8時30分～午後5時
- 東京都教育相談センター(教育相談一般) 電話03-3360-8008 平日 午前9時～午後9時
土・日・祝日 午前9時～午後5時
- 東京都いじめ相談ホットライン 電話0120-53-8288 (24時間いじめ相談専用)

観光 おじゃれ11万人

■問い合わせ■ 産業観光課観光商工係 電話 2-1125

行事
予定

4 月

フリーズ・インフィオラータ

町役場庁舎

1 日（土）・2 日（日）

島めしフェスタ

来島者数・観光客数推計

	空 路		海 路		合 計		観光客（推計）		前年比
	28 年度	27 年度	28 年度	27 年度	28 年度	27 年度	28 年度	27 年度	
4 月	6,844	5,865	1,389	1,158	8,233	7,023	5,693	4,856	17.2%
5 月	6,970	7,024	1,769	1,972	8,739	8,996	8,347	8,592	-2.9%
6 月	5,287	4,877	1,400	1,224	6,687	6,101	5,055	4,612	9.6%
7 月	9,030	8,108	2,664	1,823	11,694	9,931	9,081	7,712	17.8%
8 月	11,869	12,749	3,987	4,832	15,856	17,581	13,421	14,881	-9.8%
9 月	8,324	7,745	2,393	2,363	10,717	10,108	8,933	8,425	6.0%
10 月	7,785	7,321	1,387	1,361	9,172	8,682	6,058	5,734	5.7%
11 月	7,021	6,548	1,338	1,118	8,359	7,666	5,798	5,317	9.0%
12 月	6,903	6,473	1,010	851	7,913	7,324	4,686	4,337	8.0%
1 月	6,473	6,210	800	765	7,273	6,975	4,553	4,366	4.3%
2 月	6,293	6,004	643	655	6,936	6,659	3,750	3,600	4.2%
計	82,799	78,924	18,780	18,122	101,579	97,046	75,375	72,432	4.1%

※海路には、6 月 22 日シルバーディスカバラーの大型客船寄港分が含まれています。

エダシャク類（森林害虫）駆除のため、農薬散布を行います

毎年5月に大量発生する森林害虫であるエダシャク類（通称・シャクトリ虫）駆除のため、農薬散布を実施します。希望される方は申し込みください。

■散布予定日 5月上旬（天候などにより実際の散布日は前後する可能性があります。）

■散布地 現況が森林の土地 ※市街地付近および隣接地に畑がある場合、散布しません。

■散布する薬剤 エスマルクDF

自然界に広く存在している細菌の殺虫力を利用した農薬の一種であり、人や動植物への影響が極めて少ないものです。

■料 金 無料

■申込窓口 産業観光課産業係または各出張所

■申請期間 4月3日（月）～21日（金）

申請には諸条件がありますので、詳しくは問い合わせください。

■問い合わせ■ 産業観光課産業係 電話 2-1125

第二東京弁護士会による無料法律相談 平成 29 年度上半期日程

相談実施日 各月第 4 金曜日 午前 10 時～正午 ※完全予約制で、1 人あたり 20 分程度

4 月 28 日、5 月 26 日、6 月 23 日、7 月 28 日、8 月 25 日、9 月 22 日

相談料金 無料 ※通話料はかかります。

予約手順

①相談日の前日午後 3 時までに電話申込。以降の手続きをご案内します。

第二東京弁護士会法律相談センター 予約受付電話：03—3592—1855 FAX：03—3581—3337

受付時間：平日 午前 9 時 15 分～午後 5 時 15 分

②予約日時になりましたら電話をして、弁護士と相談をしてください。

相談受付電話番号：03—3581—2407

■問い合わせ■ 第二東京弁護士会 担当：佐藤 電話 03—3581—2407

「表示登記の日」無料相談

各相談内容 土地・建物の調査・測量、境界問題および不動産の表示登記の相談

相談日時 4 月 7 日（金）午前 10 時～午後 3 時まで

相談場所 高橋司法書士事務所 八丈町三根 12-4

電話番号 2—1086

相談担当 東京土地家屋調査士会七島支部

後援 東京法務局

行政相談

■問い合わせ■ 企画財政課企画情報係 電話 2—1120

国、東京都、町の仕事などについて「要望や苦情をどこで相談したらよいかわからない」、「処理が間違っている」など、行政と住民のパイプ役として行政相談員が相談に応じます。

日時 4 月 11 日（火）午前 10 時～正午 **場所** 町役場 1 階相談室 1 **相談員** 近藤 勝重

4 月東京法務局特設登記所開設日

次の相談・受付などを実施します

- ・不動産や商業・法人の登記申請に関する相談 ・相続や抵当権に関する相談
- ・その他の登記相談 ・各種申請書および証明請求書の受付

※特設登記所へ相談などでお越しの際は、お手持ちの資料をご用意ください。

※届出や申請などの際は、事前に法務局へ電話相談し、必要書類を確認されることをお勧めします。

日時 18 日（火）午後 2 時 30 分～5 時

19 日（水）午前 9 時～正午 午後 1 時～4 時 30 分

20 日（木）午前 9 時～正午

場所：八丈町役場 1 階相談室 1・2

※登記相談の受付は、終了時間の
30 分前までです。

■問い合わせ■ 東京法務局不動産登記部門 03—5213—1330（不動産）

法人登記部門

03—5213—1337（商業・法人）

介護保険のお知らせ 介護保険料特別徴収（仮徴収）

4月中旬に介護保険料「仮徴収額決定通知書」を送付します。

○特別徴収とは・・・

年金を年額 18 万円以上受け取っている場合、原則として年金から介護保険料を天引きします。この方法を特別徴収といいます。特別徴収には下表の 2 通りがあります。

仮徴収	4・6・8月の年金から前年度の介護保険料を暫定的に天引き
本徴収	10・12・2月の年金から、今年度決定した介護保険料額を天引き

※なお、年間の介護保険料の計算を行う際に、仮徴収した金額との調整を行い、6月下旬に「平成 29 年度介護保険料額決定通知書」として本徴収額をお知らせします。

■問い合わせ■ 福祉健康課高齢福祉係 電話 2-5570

春の交通安全運動 4月6日（木）～15日（土）

この運動は、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けるよう呼びかけ、町民一人ひとりに交通安全意識の普及・浸透を図るとともに、町民自身による道路交通環境の改善に向けた取組を推進することにより、交通事故防止の徹底を図ることを目的として行われます。

■問い合わせ■ 総務課庶務係 電話 2-1121

電話で弁護士に相談できる「島しょ法律相談」のご案内

東京都では、島しょに居住される方を対象として、弁護士の法律相談（電話相談）を実施しています。

相談は無料です。ご相談者のプライバシーは固く守られていますので、安心してご相談ください。

相談日・時間 月・水・金曜日 午後1時～4時（祝日・年末年始の閉庁日を除く）

※相談時間中は、直接、電話でご相談いただけますが、相談中の場合もございますので、事前にご予約いただくと確実です。

事前予約 月～金曜日 午前9時～午後5時（祝日・年末年始の閉庁日を除く）

■相談・予約・問い合わせ■ 東京都生活文化局広報広聴部都民の声課 電話 03-5388-2245

平成 29 年度 上半期 島しょ法律相談日 カレンダー

4月			5月			6月			7月			8月			9月		
月	水	金	月	水	金	月	水	金	月	水	金	月	水	金	月	水	金
3	5	7	1					2	3	5	7		2	4			1
10	12	14	8	10	12	5	7	9	10	12	14	7	9		4	6	8
17	19	21	15	17	19	12	14	16		19	21	14	16	18	11	13	15
24	26	28	22	24	26	19	21	23	24	26	28	21	23	25		20	22
			29	31		26	28	30	31			28	30		25	27	29

※ 斜線の日程（祝日・年末年始）は、相談はお休みです。

※ 「島しょ法律相談」は、平成 29 年度下半期にも実施します。

八丈町放課後子どもプラン がじゅまる広場・とびっこクラブ 指導員募集中!!



広場の維持のため、お手伝いいただける方を募集しています

月に1回2時間程度でも構いません！午後4時までの勤務でも大歓迎です！

あなたも一緒に働きませんか？※特に三根小学校で勤務いただける方、お待ちしております！！

対象者 体力に自信があり、子どもが好きで、町内に住所を有する方（高校生についてはご相談ください）

業務内容 八丈町放課後子どもプラン（がじゅまる広場・とびっこクラブ（学童））に参加する小学生児童への安全管理、指導など

※参加する児童は、八丈町で保険に加入しており、大きな怪我などの対応は町で行います。

勤務場所 各小学校

勤務時間（シフト制） 放課後（おおよそ午後2時、場合によって午後0時30分）から午後6時30分（日祝除く）（長期休暇（夏休みなど）や、土曜日は午前8時からの勤務もあります）

応募方法 八丈町の指定する履歴書に写真を貼付のうえ必要事項を記入し、福祉健康課厚生係または教育課生涯学習係まで持参してください。

時 給 940円（※保育士、幼稚園教諭、教員免許等保持者優遇。履歴書に記入してください。）

※採用方法、注意事項、詳しい事業内容、履歴書様式などは問い合わせいただくか、八丈町ホームページをご覧ください（※「八丈町放課後子どもプラン」で検索）。

○子ども達の元気な様子は見てみたいけれども、いきなり指導員は・・・など迷っている方へがじゅまる広場ではボランティアの方の募集もしています。一部の業務のお手伝いだけでも大歓迎です。興味のある方はぜひご連絡ください！募集要項はホームページにも掲載しています。

■問い合わせ■ 教育課生涯学習係 電話 2-7071

農業簿記講習会の参加募集

■問い合わせ■ 産業観光課産業係 電話 2-1125

～経営管理はじめてみませんか？～

毎年、東京都農業会議の方を講師に迎え、年間8回程度の農業簿記講習会を開催しています。

農業経営をされている方で、複式簿記による経営管理・青色申告の実施をお考えの方はぜひ申し込みください。また、1回の受講人数に限りがありますので、予めご了承ください。

■申込期間 4月21日（金）まで（テキスト準備のため）

■申 込 先 産業観光課産業係 参加者必要品 ノートパソコン 筆記用具

町立八丈病院臨時診療日その他、専門外来診療

糖尿病教室 4月21日（金） **耳鼻咽喉科** 日程調整中です。別途防災無線などで周知します。

その他専門外来診療は予約制です。診療科によって予約方法が異なります。

詳しくは問い合わせください。

○その他の専門外来診療

・精神神経科 ・整形外科 ・内分泌内科 ・皮膚科 ・糖尿病内科 ・腎臓内科
・消化器内科 ・神経内科 ・循環器内科 ・眼科 ・泌尿器科

■問い合わせ■ 町立八丈病院 電話 2-1188 （平日 午前8時30分～正午）

町立八丈病院職員募集 ■問い合わせ・申し込み■ 町立八丈病院事務局 電話2-1188

～職員募集～

募集職種 看護師 若干名

対象者 資格保有者 **選考方法** 職員採用試験 **提出書類** 履歴書、エントリーシート

1次試験 書類選考 **2次試験** (1次試験通過者のみ) 口述試験(面接)

※履歴書は八丈町HPからダウンロードするか、町立八丈病院事務局にてお受け取りください。

町立八丈病院運営協議会議事要旨 ■問い合わせ■ 町立八丈病院 電話 2-1188

平成 29 年 2 月 15 日 (水) 午後 6 時 於：町立八丈病院会議室

報告事項 1) 平成 28 年度収支について 2) 平成 28 年度患者数調などについて
3) 医師および職員の異動について 4) その他

委員の意見など

○現在の診察番号が外出先でもわかるようなシステムを導入してはどうか

現行システム更新の際に検討します。

○面会時間を守らずに面会している人が多いようだが

入院患者様の着替えを届けるなど、仕方ない事例もあるので周知方法を工夫するなどの対策を検討したいと思います。

○看護部に関するご意見(投書)について

皆様のご意見に対する改善策などを2階食堂に掲示していますのでご覧ください。

○看護師の接遇について

以前指摘のありました、看護師の接遇について DVD などの教材を使用し研修を行っています。
貴重なご意見有り難うございました。

○4月の航路ダイヤ

【東海汽船】 電話 2-1211 「橋丸」

三宅島・御蔵島経由 東京竹芝-八丈島
<東京竹芝発 22:30> <八丈島発 9:40>

【東京愛らんどシャトル】 空席状況アドレス (東邦航空ホームページ)

<http://tohoair-tal.jp/>

…詳しくは・東邦航空予約センター 電話 2-5222

【ANA】電話 0570-029-222

機体情報		最大乗員数		A320	166人	B738	167人
便名	羽田発	八丈島着	機種	便名	八丈島発	羽田着	機種
1891	7:30	8:25	A320	1892	9:00	9:55	A320
1893	12:15	13:10	A320	1894	14:00	14:55	A320
1895	15:50	16:40	A320	1896	17:10	18:10	A320

区 間	期 間	普通運賃	往復割引(片道)
羽田=八丈島	4/1～4/30	22,390	15,190

※運航事業者の都合により、急な時刻変更などありますので、ご注意ください。

SCHEDULE 2017 4月

三根公民館 大賀郷公民館 榎立公民館 中之郷公民館 末吉公民館 八丈町保健福祉センター 町立八丈病院 多目的ホール「おじゃれ」

日	月	火	水	木	金	土
						1 フリージア インフィオラータ 町役場
2 フリージア インフィオラータ 町役場 し尿収集運搬休業日	3 コミュニティセンター休館日 図書館休館日	4 老人クラブ定例会 末 10:00~12:00	5	6	7 老人クラブ定例会 榎 10:00~12:00 両親学級 1 日目 保福 13:30~15:30	8 図書館おはなし会 10:00~11:00 し尿収集運搬休業日
9 し尿収集運搬休業日	10 コミュニティセンター休館日 図書館休館日	11 老人クラブ定例会 (三根) 大 10:00~12:00 3~4カ月児・産婦健康診査 保福 受付 13:15~13:45	12 4 歳児歯科健康診査 保福 受付 9:15~10:00	13 老人クラブ定例会 中 10:00~12:00 両親学級 2 日目 保福 13:30~15:30	14	15
16 榎立・中之郷地域敬老会 榎立公民館 中之郷公民館 11:00~13:30 し尿収集運搬休業日	17 すくすく相談 保福 9:00~11:00 コミュニティセンター休館日 図書館休館日	18 3 歳児健康診査 保福 受付 13:15~13:45 子ども心理相談 保福 9:00~16:00	19	20 両親学級 3 日目 保福 13:30~15:30	21	22 し尿収集運搬休業日
23 し尿収集運搬休業日	24 コミュニティセンター休館日 図書館休館日	25 もぐもぐ離乳食 保福 10:00~11:30	26	27 両親学級 4 日目 保福 13:30~15:30	28 図書館休館日	29 図書館休館日 し尿収集運搬休業日
30 し尿収集運搬休業日						

町役場開庁日

平日 8:30 ~ 17:15

温泉休業日

※定休日が祝日の場合は営業します。

町立八丈病院 臨時診療日

受付時間 / 8:00 ~ 11:00
※初めて町立病院にかかる方は
8:30 から受付。

	診療日	診療時間
糖尿病教室	4月21日(金)	8:30 ~
耳鼻咽喉科	日程調整中です。別途防災無線などで周知します。	9:00

※その他の専門外来診療は予約制のためご相談ください。

予約:院内予約係窓口、または電話(2-1188 平日 8:30~正午)

	休業日
ふれあいの湯	3日 10日 17日 24日 毎週月曜日
みはらしの湯	4日 11日 18日 25日 毎週火曜日
ザ・BOON	5日 12日 19日 26日 毎週水曜日
やすらぎの湯	6日 13日 20日 27日 毎週木曜日

4/29(土)~5/7(日)まで、GW臨時営業につき、各町営温泉は休まず営業します

4月のゴミ分別回収

燃…燃やせるごみ びん…空きびん 資源…資源ごみ 害…有害ごみ 金属…金属ごみ 古着…古着

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
	金属	燃・害	資源 古着		燃・害	
9	10	11	12	13	14	15
	金属	燃・害	資源	びん	燃・害	
16	17	18	19	20	21	22
	金属	燃・害	資源		燃・害	
23	24	25	26	27	28	29
30	金属	燃・害	資源		燃・害	

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
	燃・害	資源 古着		燃・害	金属	
9	10	11	12	13	14	15
	燃・害	資源		燃・害	金属	
16	17	18	19	20	21	22
	燃・害	資源		燃・害 びん	金属	
23	24	25	26	27	28	29
30	燃・害	資源		燃・害	金属	

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
	燃・害		資源 古着	燃・害	金属	
9	10	11	12	13	14	15
	燃・害		資源	燃・害	金属	
16	17	18	19	20	21	22
	燃・害		資源	燃・害 びん	金属	
23	24	25	26	27	28	29
30	燃・害		資源	燃・害	金属	

※第3土曜日は施設点検の為、クリーンセンターのごみ受付業務を停止します。

八丈町役場 出張所 / 三根: 2-0349 榎立: 7-0003 中之郷: 7-0002 末吉: 8-1003

70%再生紙を使用しています